



# 第86期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2021年6月25日(金曜日) 午前10時

**開催場所** 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモンテ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間

**議決権行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時15分

● 第86期定時株主総会招集ご通知 … 1	● 添付書類
● 株主総会参考書類	事業報告…………… 26
<b>&lt;会社提案&gt;</b>	連結計算書類 …… 41
第1号議案 剰余金の処分の件 …… 7	計算書類…………… 43
第2号議案 取締役9名選任の件 …… 8	監査報告書 …… 45
第3号議案 監査役1名選任の件 …… 16	
第4号議案 取締役の報酬等の額 改定の件 …… 18	
第5号議案 取締役(社外取締役を 除く。)に対する譲渡制 限付株式の付与のため の報酬等決定の件 …… 19	
<b>&lt;株主提案&gt;</b>	
第6号議案 政策保有株式の売却 に係る定款変更の件 …… 22	
第7号議案 剰余金の処分の件 …… 24	

ご来場予定の株主さまは、2ページに記載の「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」をご覧ください。

株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **浅沼組**

代表取締役社長 浅沼 誠

## 第86期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただきたく、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年6月24日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1.日 時** 2021年6月25日(金曜日) 午前10時
- 2.場 所** 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間
- 3.目的事項**
- 報告事項**
- 第86期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第86期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- <会社提案>**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
  - 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件
- <株主提案>**
- 第6号議案 政策保有株式の売却に係る定款変更の件
  - 第7号議案 剰余金の処分の件
- 各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

◎ 当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asanuma.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類及び上記当社ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象とした書類であります。

◎ 株主総会参考書類及び添付書類(事業報告、計算書類、連結計算書類)の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.asanuma.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- 株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会当日における流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

**特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。**

- 株主さまにおかれましては、可能な限り、書面又はインターネット等により、議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。**ご出席の際はご確認くださいますようお願い申し上げます。**

<https://www.asanuma.co.jp/>

## インターネットを活用した株主総会のライブ配信のご案内

本株主総会におきましては、インターネットを用いて遠隔地等から当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能なハイブリッド参加型バーチャル株主総会(以下「バーチャル株主総会」といいます。)を導入いたします。



### 配信日時

2021年6月25日(金) 午前10時～株主総会終了時まで

#### バーチャル株主総会全般(ID及びパスワード含む)に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社

バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル **0120-782-041** (受付時間9時～17時 土日休日除く)

#### ライブ配信視聴(システム操作含む)に関するお問い合わせ先

株主総会当日に限り、次の専用コールセンターを用意いたしております。

株式会社ブイキューブ **03-4564-4436** 2021年6月25日金曜日(受付時間:午前9時～株主総会終了時まで)

### ご留意事項

- (1) バーチャル株主総会に参加いただけるのは、当社株主名簿(2021年3月31日現在)に記録された株主さまのみとなります。
- (2) バーチャル株主総会の参加に要する機器類、インターネットの接続料、通信費等の一切の費用は、株主さまのご負担となります。また、通信環境やシステム障害等により株主さまが受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (3) 万全を期しておりますが、システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れや一時中断などが発生する場合があります。また、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) バーチャル株主総会参加用のURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- (5) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、次のウェブサイトにおいてお知らせいたします。  
株主様専用ウェブサイト <https://1852.ksoukai.jp>

詳細は同封しております別紙「第86期 定時株主総会におけるライブ配信について」をご覧ください。

## 議決権行使のご案内

### 当日ご出席の場合



**開催日時** 2021年6月25日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席されない場合



#### 書面による議決権行使

**行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時15分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、行使期限までに到着するようご返送ください。  
詳細は5ページをご参照ください。



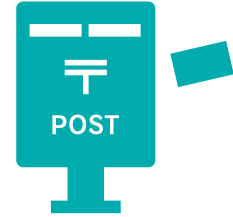
#### インターネット等による議決権行使

**行使期限** 2021年6月24日(木曜日) 午後5時15分まで

議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスいただき、画面の案内に従い行使期限までに賛否をご入力ください。  
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。  
詳細は6ページをご参照ください。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 書面による議決権行使のご案内



行使期限:2021年6月24日(木曜日)午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送願います。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### ■記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個		
株式会社 浅沼組 御中						
<p>私は、2021年6月25日開催の貴社第86期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2021年6月 日</p>						
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。 株式会社浅沼組	議案	第1号議案	第2号議案 <small>（下の欄参照）</small>	第3号議案 <small>（下の欄参照）</small>	第4号議案	第5号議案
	会社提案	○	○	○	○	○
	議案	第6号議案	第7号議案	（ご注意） 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。第6号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印をご表示ください。		
	株主提案	○	○	インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。 株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。		
お願い 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日午後5時15分までに到着するように返送ください。 2. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2021年6月24日午後5時15分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。						
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード						
株式会社 浅沼組						

第1号議案から第5号議案は当社取締役会からご提案させていただきたく議案です。

第6号議案及び第7号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は22ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合: 「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合: 「否」の欄に○印

### ■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>（下の欄参照）</small>	第3号議案 <small>（下の欄参照）</small>	第4号議案	第5号議案	議案	第6号議案	第7号議案
会社提案	○	○	○	○	○	株主提案	○	○
	○	○	○	○	○		○	○

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛同される場合

議案	第1号議案	第2号議案 <small>（下の欄参照）</small>	第3号議案 <small>（下の欄参照）</small>	第4号議案	第5号議案	議案	第6号議案	第7号議案
会社提案	○	○	○	○	○	株主提案	○	○
	○	○	○	○	○		○	○

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。



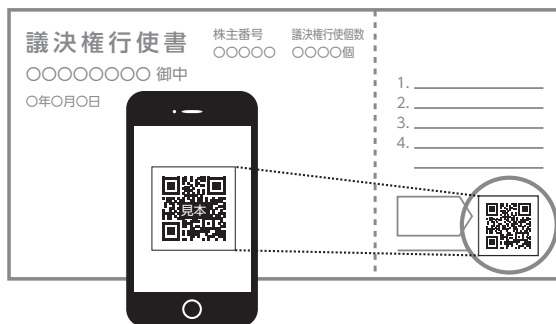
行使期限

2021年6月24日(木曜日)  
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

### 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

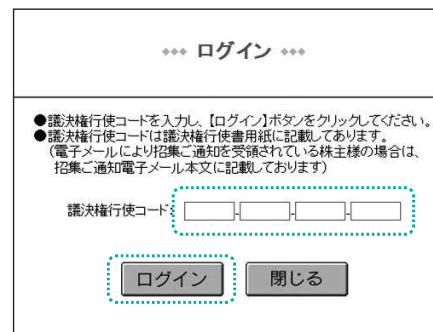
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

#### アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



### インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 [受付時間(午前9時～午後9時)]

#### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

### <会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要施策として考え、それを実現するため、将来の事業展開に必要な新技術を開発しつつ、会社の競争力の維持強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、財務状況及び業績などを総合的に勘案し、1株につき257円とさせていただきたいと存じます。

なお、本株主総会には本議案とは別に、後記のとおり株主さまから剰余金の配当に関する議案が提出されていることから、配当金支払事務を円滑に行うため、配当金支払開始日につきましては、2021年7月14日とさせていただきたいと存じます。

- 1 配当財産の種類  
金銭
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株について257円  
総額2,070,581,152円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日
- 4 配当金支払開始日  
2021年7月14日



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

当社は、以下のとおり、社内取締役（社外取締役以外の取締役をいいます。）を6名体制とするとともに、独立社外取締役を3名体制としております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役の3分の1以上が独立社外取締役となります。

本議案の内容につきましては、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会における審議の上、取締役会の決議により決定しております。

### 当社の取締役会の構成について

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えるとともに、多様性と適正規模を両立させる構成とするよう努めております。

社内取締役及び独立社外取締役の構成は、次のとおりであります。

#### 〔社内取締役の構成〕

当社は、社内取締役については、指名・報酬委員会内規において、代表取締役社長のほか、建築部門の統括責任者である建築事業本部長、大阪本店管轄建築部門の責任者である大阪本店長、東京本店管轄建築部門の責任者である東京本店長、土木部門の統括責任者である土木事業本部長、管理部門の統括責任者である社長室長の6名体制としております。

#### 〔独立社外取締役の構成〕

当社は、独立社外取締役については、指名・報酬委員会内規において、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため3名体制とすることとし、すでに第84期より、女性1名を含む3名を選任するとともに、取締役会における独立社外取締役の員数割合を3分の1以上としております。

● 株主総会参考書類

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数	属性	取締役在任年数	指名・報酬委員会
1	浅沼 誠	代表取締役社長 社長執行役員	17回/17回	再任 男性	3年	○
2	山腰 守夫	代表取締役 専務執行役員 社長室長 兼 海外事業担当	17回/17回	再任 男性	9年	○
3	植芝 幸擴	取締役 専務執行役員 建築事業本部長	17回/17回	再任 男性	3年	
4	森山 起宏	取締役 専務執行役員 土木事業本部長	17回/17回	再任 男性	2年	
5	豊田 彰啓	取締役 常務執行役員 大阪本店長 兼 建築事業本部 副本部長	13回/13回	再任 男性	1年	
6	藤沢 正宏	取締役 常務執行役員 東京本店長 兼 建築事業本部 副本部長	13回/13回	再任 男性	1年	
7	福田 昌史	取締役	16回/17回	再任 社外 独立 男性	4年	◎
8	船本 美和子	取締役	17回/17回	再任 社外 独立 女性	2年	○
9	森川 卓也	取締役	12回/13回	再任 社外 独立 男性	1年	○

(注) 1. ◎印は、指名・報酬委員会の委員長であります。

2. 豊田彰啓氏、藤沢正宏氏及び森川卓也氏は、2020年6月26日（第85期定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。



## 取締役 に期待する分野 (スキル・マトリックス)

氏名	企業経営 経営戦略	財務・会計 資本政策	法務・ コンプライ アンス・リ スク管理	人事・人材	建築事業	土木事業	海外事業	技術・IT
浅沼 誠	●		●	●	●	●		●
山腰 守夫	●	●	●	●			●	●
植芝 幸擴					●			●
森山 起宏						●		●
豊田 彰啓					●			
藤沢 正宏					●			
福田 昌史					●	●		●
船本美和子			●					
森川 卓也	●						●	

(注) 当社は、取締役会の構成を定めるに当たり、経営環境や事業特性等に応じて取締役の有するスキル等を適切な形で組み合わせることとしております。上記は、当社の経営戦略に照らし、各取締役が自ら備えるべきスキル等を特定した上で、その知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスであります。

候補者番号

1

再任

男性

あさ ぬま まこと  
**浅沼 誠** (1972年4月18日生)

所有する当社の株式の数 137,888株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1996年4月	当社入社	2018年4月	当社副社長執行役員建築事業本部長
2009年6月	当社本社社長室次長兼総務部長	2018年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る
2015年4月	当社執行役員リニューアル統括部長 兼東京本店リニューアル営業部長		
2016年4月	当社執行役員建築事業本部営業推進室長 兼リニューアル・不動産担当		

**重要な兼職の状況**

浅沼建物株式会社 代表取締役社長  
ASANUMA CONSTRUCTION LTD.,INTERNATIONAL 取締役会長

**取締役候補者の選任理由**

上記の経歴を有し、当社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

2

再任

男性

やま こし もり お  
**山腰 守夫** (1955年9月3日生)

所有する当社の株式の数 2,500株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2002年6月	株式会社三井住友銀行 新宿法人営業第二部長	2013年1月	当社取締役常務執行役員 社長室長
2003年6月	同行本店(東京) 上席調査役	2015年4月	当社取締役常務執行役員 社長室長兼海外事業担当
2004年4月	同行名古屋法人営業第二部長	2017年4月	当社取締役専務執行役員 社長室長兼海外事業担当
2006年4月	同行業務監査部 上席考査役	2018年6月	当社代表取締役専務執行役員 社長室長兼海外事業担当 現在に至る
2007年6月	当社入社 執行役員 東京本店建築営業担当		
2012年4月	当社常務執行役員統括副事業本部長		
2012年6月	当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長		

**重要な兼職の状況**

SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD. 取締役

**取締役候補者の選任理由**

上記の経歴や、金融機関において培ったマネジメントと知見を有し、当社の本社及び海外事業を中心に業務全般に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。



候補者番号

3

再任

男性

うえ しば ゆき ひろ  
**植芝 幸擴** (1955年4月8日生)

所有する当社の株式の数 1,200株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1974年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長
2013年4月	当社大阪本店建築部長	2019年4月	当社取締役専務執行役員 建築事業本部長
2015年4月	当社執行役員 大阪本店副本店長（建築担当）		現在に至る
2017年4月	当社常務執行役員大阪本店長		
2018年4月	当社常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長		

**取締役候補者の選任理由**

上記の経歴を有し、当社の建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

4

再任

男性

もり やま かず ひろ  
**森山 起宏** (1955年6月2日生)

所有する当社の株式の数 2,000株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1974年4月	当社入社	2018年4月	当社常務執行役員土木事業本部長
2012年4月	当社大阪本店土木部長	2019年6月	当社取締役常務執行役員 土木事業本部長
2014年4月	当社大阪本店副本店長（土木担当） 兼大阪本店土木部長	2020年4月	当社取締役専務執行役員 土木事業本部長
2015年4月	当社土木事業本部副本部長		現在に至る
2016年4月	当社執行役員土木事業本部副本部長		

**取締役候補者の選任理由**

上記の経歴を有し、当社の土木事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

5

再任

男性

とよ た あき ひろ  
豊田 彰啓 (1959年2月15日生)

所有する当社の株式の数 700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2019年4月	当社常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長
2010年10月	当社広島支店営業部長	2020年6月	当社取締役常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長 現在に至る
2013年4月	当社大阪本店副本部長 (営業担当)		
2014年11月	当社大阪本店副本部長 (営業担当) 兼建築事業本部		
2015年4月	当社執行役員 大阪本店副本部長 (営業担当) 兼建築事業本部		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の大阪本店建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

6

再任

男性

ふじ さわ まさ ひろ  
藤沢 正宏 (1959年5月15日生)

所有する当社の株式の数 400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2019年4月	当社常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長
2011年10月	当社東京本店営業第3部長	2020年6月	当社取締役常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長
2012年4月	当社東京本店営業第2部、第3部 統括部長	2021年4月	当社取締役常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 現在に至る
2013年4月	当社東京本店副本部長 (建築営業担当) 兼建築事業本部		
2016年4月	当社執行役員 東京本店副本部長 (建築営業担当) 兼建築事業本部		
2018年4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の東京本店建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

候補者番号

7

再任

社外

独立

男性

ふく だ まさ ふみ  
**福田 昌史** (1944年8月25日生)

所有する当社の株式の数 -

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1971年4月	建設省（現国土交通省）入省	2017年6月	四国建設弘済会 （四国クリエイト協会）顧問（現任）
1999年10月	同省四国地方建設局 （現四国地方整備局）局長	2017年6月	当社社外取締役（現任） 現在に至る
2001年11月	水資源開発公団（現水資源機構）理事		
2008年5月	四国建設弘済会 （四国クリエイト協会）理事長		

**重要な兼職の状況**

四国建設弘済会（四国クリエイト協会）顧問

**社外取締役候補者の選任理由**

**および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由**

福田昌史氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、独立した立場で取締役会に意見を反映させることができるものと判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

**期待される役割**

福田昌史氏は、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を有していることから、企業価値向上のため期待される役割を適切に果たすものと判断しております。

候補者番号

8

再任

社外

独立

女性

ふな もと み わ こ  
**船本 美和子** (1979年7月30日生)

所有する当社の株式の数 -

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2014年2月	弁護士登録 リソルテ総合法律事務所入所	2019年6月	当社社外取締役（現任）
2015年4月	東京弁護士会税務特別委員会委員 （現任）	2020年1月	虎ノ門第一法律事務所入所（現任） 現在に至る

**社外取締役候補者の選任理由**

**および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由**

船本美和子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、独立した立場で取締役会に意見を反映させることができるものと判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

**期待される役割**

船本美和子氏は、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験を有していることから、企業価値向上のため期待される役割を適切に果たすものと判断しております。

候補者番号

9

再任

社外

独立

男性

もり かわ たく や  
**森川 卓也** (1959年10月7日生)

所有する当社の株式の数

—

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	コクヨ株式会社入社	2020年6月	当社社外取締役（現任）
2005年6月	同社取締役 コクヨS & T株式会社代表取締役社長	2021年3月	コクヨ株式会社顧問（現任） 現在に至る
2015年4月	コクヨ株式会社グループ上席執行役員		
2019年1月	同社副社長特命担当		

### 重要な兼職の状況

コクヨ株式会社顧問

### 社外取締役候補者の選任理由

森川卓也氏は、上記の経歴を有し、取引先の出身者ですが、直近事業年度における連結売上高に対する取引金額の割合は、双方から見て1%未満と軽微であり、独立した立場で取締役会に意見を反映させることができるものと判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

### 期待される役割

森川卓也氏は、長年国内大手文具・家具メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を有していることから、企業価値向上のため期待される役割を適切に果たすものと判断しております。

### 〔取締役候補者に関するその他の特記事項〕

#### 当社との特別の利害関係

各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 社外取締役候補者に関する事項

取締役候補者のうち、福田昌史、船本美和子及び森川卓也の3氏は、社外取締役候補者であります。当社は、3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。各候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、福田昌史氏が4年、船本美和子氏が2年、森川卓也氏が1年であります。

#### 取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役候補者 福田昌史、同 船本美和子及び同 森川卓也の3氏との間で、社外取締役としての役割を十分に発揮できるよう、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。3氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は、当該契約を継続する予定です。

#### 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、それにより、被保険者がその職務の執行に関して負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。取締役候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も、当該保険契約の被保険者となる予定です。

当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、同内容により当該保険契約を更新する予定です。



## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山脇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案が原案どおり承認された場合、当社の監査役は、4名のうち3名（過半数）が独立社外監査役となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

きむら	ともこ		
<b>木村</b>	<b>知子</b>	(1969年10月30日生)	所有する当社の株式の数
			—

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

<b>新任</b>	2001年10月 弁護士登録	2014年12月 箕面市建築紛争あっせん委員会委員
<b>社外</b>	田嶋伸幸法律事務所入所	(現任)
<b>独立</b>	2008年7月 木村知子法律事務所開設 (現任)	2015年10月 箕面市公平委員会委員
	2010年4月 箕面市情報開示審査会委員 (現任)	現在に至る
<b>女性</b>	2011年4月 大阪弁護士会常議員	

### 社外監査役候補者の選任理由

#### および社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

木村知子氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験を有していることから、取締役の職務執行を適切に監査することができるものと判断し、社外監査役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 木村知子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 木村知子氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に対し、新たに独立役員として届け出ております。
3. 木村知子氏が社外監査役に選任され就任した場合、当社は、同氏との間で、社外監査役としての役割を十分に発揮できるよう法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、それにより、被保険者がその職務の執行に関して負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。木村知子氏が監査役に選任され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、同内容により当該保険契約を更新する予定です。

● 株主総会参考書類

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	属性	監査役 在任年数
佐々木 勇 一	常勤監査役	17回/17回	14回/14回	現任 男性	2年
石 島 隆	監査役	15回/17回	13回/14回	現任 社外 独立 男性	11年
中 川 能 亨	監査役	13回/13回	10回/10回	現任 社外 独立 男性	1年
木 村 知 子	—	—	—	新任 社外 独立 女性	—

(注) 中川能亨氏は、2020年6月26日(第85期定時株主総会の会日)に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査役会の回数が他の監査役と異なっております。

## 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1994年6月29日開催の第59期定時株主総会において月額50百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び現在の取締役の員数その他諸般の事情を勘案し、取締役の報酬等の額を月額20百万円以内（うち社外取締役分は月額4百万円以内）と改定（減額）いたしたいと存じます。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたしますが、当社は、2021年2月25日及び同年5月14日開催の取締役会において、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を定めており、その内容の概要は、事業報告（36ページご参照）に記載のとおりであります。本議案に基づく改定後の取締役の報酬等の額は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案の内容につきましては、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会における審議の上、取締役会の決議により決定しております。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）となります。

第5号議案

## 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件

当社の取締役の確定金額の報酬等の額は、1994年6月29日開催の第59期定時株主総会において、月額50百万円以内とご承認いただいておりますが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、月額20百万円以内（うち社外取締役分は月額4百万円以内）となります。

今般、当社は、取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、上記の報酬枠とは別枠で、新たに報酬等として譲渡制限付株式を以下のとおり割当てたいと存じます。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたしますが、当社は、2021年2月25日及び同年5月14日開催の取締役会において、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を定めており、その内容の概要は、事業報告（36ページご参照）に記載のとおりであるところ、本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものです。また、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は下記のとおり0.5%以内（10年間に亘り本譲渡制限付株式の上限となる株式数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5%以内）と、その希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当であると判断しております。

本議案の内容につきましては、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会における審議の上、取締役会の決議により決定しております。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）となります。

### 対象取締役に付与される株式の数の上限等及び具体的な内容

#### 1. 付与株式数の上限等

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、上記目的を踏まえ相当と考えられる数として、各事業年度当たり40,000株以内とする。ただし、本議案の決議の日以後、当社の普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式の発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とするときは、当該総数を合理的に調整するものとする。また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、確定金額の報酬等の総枠とは別枠で、各事業年度当たり70百万円以内とする（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として発行又は処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しないが、対象取締役の報酬等の額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出する。）。

## 2. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）は、次の内容を含むものとする。

### （1） 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役又は執行役員いずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、生前贈与、遺贈、質権又は譲渡担保権その他の担保権の設定その他の一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### （2） 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して、上記（1）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### （3） 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記（1）のいずれの地位も喪失した場合には、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （4） 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合においては、当社は、本項の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （5） その他

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。ただし、その方法は、当社の取締役会決議において当社の執行役員に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の支給を決定し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象となる当社の執行役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

## <株主提案（第6号議案及び第7号議案）>

第6号議案及び第7号議案は、株主さま2名（以下「提案株主」という。）からのご提案によるものです。

なお、提案株主から通知された提案の内容及び提案の理由は、各議案毎に整理し、そのまま記載しております。

### 第6号議案

## 政策保有株式の売却に係る定款変更の件

### 1. 提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 政策保有株式の売却

第34条（政策保有株式の売却）

当会社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、貸借対照表に計上している政策保有株式は、第87期中に速やかに売却するものとする。

### 2. 提案の理由

当社は、「政策保有株式の残高を2022年3月期末までに連結純資産の10%未満にすることを目途に縮減していく計画」であると発表している。しかし、当社は2020年3月期においてイオン株式会社と京王電鉄株式会社の保有株式数を増加させたうえで、2020年3月末現在、貸借対照表計上額（単体）で75億85百万円となる51銘柄の政策保有株式を依然として保有している。

当社の2020年6月29日付にて提出された有価証券報告書によれば、政策保有株式の株式発行企業は、当社の取引先であり、保有の目的は「収益の維持・向上のため」と説明されている。しかし、株式を保有することがなぜ収益の維持・向上につながるのか理解しがたい。

政策保有株式を保有することは、すなわち安定株主として当該株式を保有することであり、これは当該株式発行会社の取締役の保身に協力するものである。株主から預かっている当社の大切な資本をそのような他社の取締役の保身への協力などという不適切な目的に使用して、不稼働資産である政策保有株式として眠らせることは妥当でなく、効率的に活用するべきである。

また、当社の2020年3月末における政策保有株式の貸借対照表計上額（単体）は、2019年3月末から約17億円減少している。2020年3月期中の、株式数の増減による純減額約1億円を控除しても約16億円の時価の変動による影響が認められる。このような影響があることを鑑みるに、財務の健全性の観点からも、政策保有株式は保有すべきでない。

当社は、現在保有する政策保有株式を2022年3月期中に全て売却し、その売却代金を当社の株主価値向上のために使うべきである。

◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、2021年3月末時点で、政策保有株式として5,556百万円（連結貸借対照表計上額）の上場株式を保有しておりますが、上場株式につきましては、「保有先からの配当や工事粗利益の便益が株主資本コストを下回る場合に縮減し、政策保有株式の残高を2022年3月期末までに連結純資産の10%未満にする」ことを方針とし、毎期首の定例取締役会において、個別銘柄毎の保有の適否を検証しております。

そして、上記の方針に則り、2021年3月期においては5銘柄1,946百万円を売却し、連結子会社における1銘柄15百万円の売却と併せて、2020年3月期末時点で連結純資産比17.6%でありました政策保有株式の残高は、2021年3月末においては13.3%まで縮減しております。2022年3月期におきましても政策保有株式の残高を継続して縮減する所存です。

従いまして、第87期（2022年3月期）中に全ての政策保有株式の売却を求める定款変更である本議案は、上記方針と合致せず、当社の企業価値の向上に資しないと判断しております。よって、当社取締役会としては本議案に反対いたします。



## 第7号議案 剰余金の処分の件

### 1. 提案の内容

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

498円から、第86期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たりの配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第86期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額（以下「実績EPS」という。）が498円と異なる場合は冒頭の498円を実績EPSに読み替える。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第86期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第86期当社定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第86期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 提案の理由

「第2 提案の内容 2. 剰余金の処分の件」に記載の498円とは、2021年4月23日現在最新の当社予想1株当たり当期純利益の金額である。本件は、会社提案の1株当たり配当金がいくらであっても、当期純利益全てを配当すること、つまり、配当性向100%を企図した提案である。

当社の自己資本比率は2020年3月末現在で38.0%となっているが、これは、本決算ベースで6年連続その前年を上回り、当社の過去最高まで上昇した水準である。このまま当社が自己資本を積み上げ続けた場合、過年度並みの利益水準が継続するとすれば、将来のROEは低下していくこととなる。

このような考えに基づき、弊社は2年連続で配当性向100%を企図した株主提案を行った。そして、弊社は、当社が有利子負債を増やすこと、すなわちレバレッジを高めることにより、ROEを高め、株主価値を向上させる施策の実行を当社に対して再三にわたり要望している。しかし、当社は2021年4月1日に発表した、2022年3月期を初年度とする中期3ヵ年計画において、従前からの弊社の提案を大きく下回る配当性向50%以上を目標とすることを発表した。このような資本政策を採用すれば、前述のように当社の自己資本はさらに積み上がり、レバレッジは低下することから、ROEは低下していくことになる。

また、当社は、2020年12月末現在で、現預金約134億円、投資有価証券約60億円に対し有利子負債は約111億円に過ぎず、現金類似資産も十分な水準で保有している。

当社は、これ以上自社内に資金を留保する必要はなく、また、これ以上自己資本を積み上げてもROEは低下するだけである。余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価の向上につながることから、剰余金の配当を大幅に増額すべきである。さらに、2022年3月期以降も当社の資本政策として配当性向100%を採用することで、中長期的にも当社が自己資本を積み上げないことを明らかにしていただきたい。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の自己資本及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままである。

上記提案の詳細な説明は、2021年4月28日以降、<https://proposal-for-asanuma-from-sc-2021.com/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、提案書において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（会社注）本議案による配当金支払開始日は、会社提案の「第1号議案 剰余金の処分の件」の配当金支払開始日と同日となります。

### ◆取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、株主還元の基本方針として、剰余金の処分については、株主様への利益還元を最重要施策として考え、それを実現するため、将来の事業展開に必要な新技術の開発等をしつつ、会社の競争力の維持強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うこととしております。

そして、前中期3ヵ年計画(2019年3月期～2021年3月期)においては、配当方針を「2019年3月期・連結配当性向30%以上、2020年3月期・同40%以上、2021年3月期・同50%以上」とし、2019年3月期に普通株式1株当たり153円（連結配当性向30.3%）、2020年3月に普通株式1株当たり216円（連結配当性向40.5%）の配当を実施し、2021年6月開催予定の第86期定時株主総会において、2021年3月期・普通株式1株当たり257円（連結配当性向50.0%）の配当を議案として提出いたします。

また、2021年4月に発表した現中期3ヵ年計画(2022年3月期～2024年3月期)においては、配当方針を「連結配当性向を建設業界最高水準である50%以上の継続」とし、2022年3月期に普通株式1株当たり260円（連結配当性向50.2%）、2023年3月に普通株式1株当たり274円（連結配当性向50.2%）、2024年3月期に普通株式1株当たり282円（連結配当性向50.0%）の配当を計画しております。

年間の利益から生じる配当支払い後の資金の活用につきましては、必要最低限の現預金残高を維持しつつ、前中期3ヵ年計画においては、3年間で180億円を「協力会社への支払いの現金化100%の実現」「技術研究所の増改築」「基幹システムの全面クラウド化」「新リニューアルブランドの構築」等に投入し、現中期3ヵ年計画においては、3年間で80億円を「ASEAN地域リニューアル企業のM&A」「生産性向上システムの高度化」「環境関連技術の開発」等に投入する計画です。

このような資金活用は業績の安定的成長に寄与し、株主の皆さまに安定的に成果を還元していくために不可欠なものであると考えております。

従いまして、当期純利益の100%の配当を求める本議案は、当社の株主還元の基本方針及び資金の活用策に合致せず、当社の継続的な企業価値向上に寄与しないと判断しております。よって、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

以 上



## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による度重なる緊急事態宣言の発出もあり、年度を通じて経済活動の制約が続き、その影響で一部好調な業種があるものの全般的には厳しい状況が続いてきました。予定されていたオリンピック・パラリンピックや様々なイベントの延期や中止、外出の自粛による個人消費の落ち込みや、インバウンドの消失等、経済活動の低迷が大きく影を落としています。また、世界経済においても新型コロナウイルスの感染拡大の影響は大きく、未だに収束は見えなく低調に推移いたしました。一方、早期にコロナ禍から脱却した中国では経済活動の回復が見られ、世界経済のけん引役として期待されるものの、米中貿易摩擦は米国の政権交代後も解決の糸口は見られず、世界経済への悪影響が懸念されます。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、公共建設投資は、国土強靱化政策推進の下、自然災害への防災・減災対策や復旧・復興対策、老朽化したインフラ対策等により堅調に推移いたしました。民間建設投資につきましては、コロナ禍の中、輸出関連企業を中心に製造業の業績の下振れが顕在化し、雇用・所得環境の悪化やインバウンドの消失に伴う宿泊関連をはじめとする設備投資マインドの低下が見られた一方、生活様式の変化に伴い、物流施設等の需要は堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは「中期3ヵ年計画(2018年度～2020年度)」の最終年度に当たり、これまで様々な社会変化に対応すべく、新技術開発による人材不足対策をはじめとした生産性の向上や、大学・異業種等とのオープンイノベーションによる取り組みを拡大し、既存技術の洗練と新領域への挑戦をし、多様に变化する経営環境の中で経営課題をしっかりと捉え、「浅沼組らしさ(独自性)の追求」を推し進めてまいりました。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響により一部工事案件の発注先送りなどが見られる中、受注競争は厳しさを増してきており、当連結会計年度の受注高は1,206億3千6百万円となり、前連結会計年度比18.6%の減少となりました。

売上高につきましては、1,389億3千4百万円となり、前連結会計年度比1.8%の減少となりました。

部門別売上高は、建築事業が1,101億4千5百万円(前年同期比5.5%減)、土木事業が277億1百万円(前年同期比18.1%増)、その他の事業が10億8千7百万円(前年同期比24.3%減)であります。

この結果、当社グループにおける受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	128,494 (128,521)	93,585	110,145	111,933
	土 木	34,301 (34,314)	27,051	27,701	33,651
	計	162,795 (162,835)	120,636	137,846	145,585
その他の事業		—	—	1,087	—
合 計		162,795 (162,835)	120,636	138,934	145,585

(注) 前期繰越高の下端( )内表示額は前期における次期繰越高を表し、上段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正しております。

損益に関しましては、昨年8月に公表した計画と比べ完成工事高の増加により完成工事総利益が上回り、売上総利益につきましては、139億4千5百万円（前年同期比4.6%減）となりました。

また、営業利益及び経常利益につきましては、それぞれ、営業利益52億9千1百万円（前年同期比19.8%減）、経常利益53億6千4百万円（前年同期比17.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、41億3千8百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度は、社内システムの機能拡張等の情報関連設備（ソフトウェア含む。）及び名古屋支店の改修等に投資を行い、その総額は18億7千5百万円でありました。

なお、施工能力に重大な影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去等はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

## 4. 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、今後の新型コロナウイルスの感染動向が景気を左右する最大の要因と見られますが、新型コロナワクチン接種の進展により新型コロナウイルスの感染拡大は収束に向かっていくものと想定しております。しかしながら足元の新型コロナウイルスの変異株も含めた感染拡大による国内外経済への影響や、米中貿易摩擦の更なる激化等による悪影響が懸念されます。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、公共建設投資は国土強靱化対策の5ヵ年計画が決定され、堅調に推移するものと思われませんが、民間建設投資につきましては、主要国で製造業の投資意欲が戻りつつあり、コロナワクチン接種の進展に伴い新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうにつれ、設備投資も回復してくるものと予想しております。

このような状況下、当社は2021年度を初年度とする新中期3ヵ年計画を新たにスタートさせました。長期ビジョンとして「目指すは、外部環境の激しい変化に対し、独自性を発揮し果敢に挑戦し続ける企業」を掲げ、このビジョンの実現に向け、今後3年間の基本方針を【浅沼組らしさ(独自性)を深耕させ【変化に挑戦】】といたしました。

また、当社は2010年度より地球温暖化防止対策活動として「低炭素化、省資源、省エネ」への取り組みである「エコフレンドリー-ASANUMA21」をスタートさせており、目標とした「施工高1億円当たりのCO2排出量を2020年度までに1990年度比40%削減」を達成したことを踏まえ、昨年政府が発表した「2050年度までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」との方針に、当社としても賛同し、この度「エコフレンドリー-ASANUMA21」を改定し、新中期3ヵ年計画の施策の一環として新たな取り組みをスタートさせました。

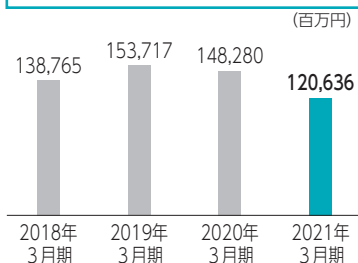
株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

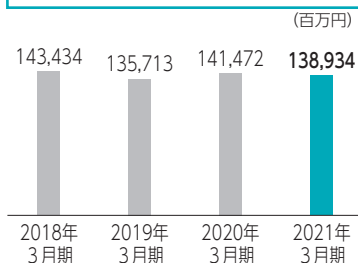
区 分	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
受 注 高 (百万円)	138,765	153,717	148,280	120,636
売 上 高 (百万円)	143,434	135,713	141,472	138,934
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,221	4,178	4,300	4,138
1株当たり当期純利益 (円)	623.31	504.87	533.47	513.55
総 資 産 (百万円)	103,369	102,000	103,044	92,176
純 資 産 (百万円)	35,223	37,466	39,313	41,710

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2018年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、2019年3月期期首より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、2018年3月期については遡及処理後の値を記載しております。

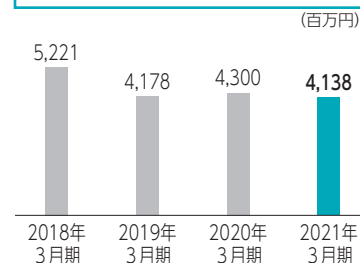
### 受注高



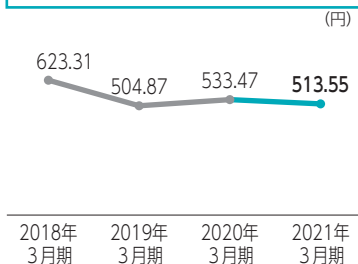
### 売上高



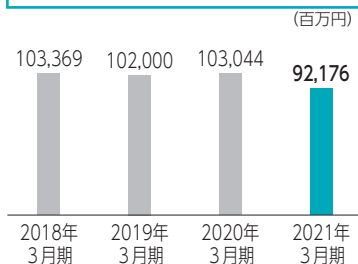
### 親会社株主に帰属する当期純利益



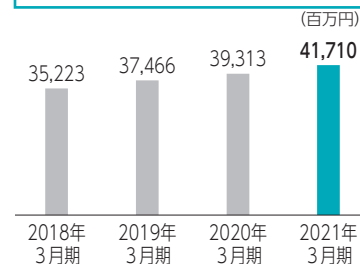
### 1株当たり当期純利益



### 総資産



### 純資産



## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浅沼建物株式会社	20百万円	100.0%	損害保険代理業
SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.	50万SGD	80.0%	建物塗装・修繕工事請負業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社を含め5社であり、このほか持分法適用会社2社があります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を受けて不動産に関する事業、建築物・関連設備の管理メンテナンス事業、損害保険代理業、建物塗装・修繕工事請負業を行っております。

## 8. 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市浪速区
大阪本店	大阪市浪速区
東京本店	東京都港区
名古屋支店	名古屋市中村区
北海道支店	札幌市豊平区
東北支店	仙台市青葉区
さいたま支店	さいたま市南区
横浜支店	横浜市中区
神戸支店	神戸市中央区
広島支店	広島市南区
九州支店	福岡市博多区

## ② 子会社

名称	所在地
浅沼建物株式会社	大阪市浪速区
SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE. LTD.	シンガポール

## 9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,444名	8名減

## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,850 百万円
株式会社りそな銀行	1,520
株式会社三菱UFJ銀行	1,160

- (注) 1. 上記の借入先には、PFI事業を営む連結子会社に対する株式会社足利銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン1件(借入先7社)総額2,397百万円、株式会社南都銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン1件(借入先2社)483百万円は含めておりません。
2. 株式会社三井住友銀行の借入額には私募債650百万円、株式会社りそな銀行の借入額には私募債600百万円を含めておりません。
3. 当社においては、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。

## 2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 29,356,500株
2. 発行済株式の総数 8,078,629株 (自己株式21,893株を含む)
3. 株主数 7,117名 (前期比1,427名増)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	521 <sup>千株</sup>	6.47 %
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	476	5.91
浅沼組弥生会持株会	381	4.73
株式会社三井住友銀行	377	4.69
平和株式会社	303	3.76
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	300	3.72
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	254	3.16
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	248	3.09
住友不動産株式会社	183	2.27
浅沼誠	137	1.71

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

## 5. その他株式に関する重要な事項

後記3 3② (1) (注) 3のとおり、当社は、2021年6月開催予定の第86期定時株主総会において「第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件」を上程する予定であります。



### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅沼 誠	社長執行役員	浅沼建物株式会社代表取締役社長 ASANUMA CONSTRUCTION LTD., INTERNATIONAL取締役会長
代表取締役	山腰 守夫	専務執行役員 社長室長 兼海外事業担当	SINGAPORE PAINTS & CONTRACTOR PTE.LTD.取締役
取締役	植芝 幸擴	専務執行役員 建築事業本部長	
取締役	森山 起宏	専務執行役員 土木事業本部長	
取締役	豊田 彰啓	常務執行役員 大阪本店長 兼建築事業本部副本部長	
取締役	藤沢 正宏	常務執行役員 東京本店長 兼建築事業本部副本部長 兼建築事業本部営業推進室長	
取締役	福田 昌史		四国建設弘済会 (四国クリエイト協会) 顧問
取締役	船本 美和子		
取締役	森川 卓也		コクヨ株式会社顧問
常勤監査役	佐々木 勇一		
監査役	石島 隆		法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 社外監査役 巢鴨信用金庫職員外理事 (非常勤) 株式会社未来樹脂取締役 (非常勤)
監査役	山脇 衛		社会福祉法人三秀会監事
監査役	中川 能亨		

- (注) 1. 取締役福田昌史氏、船本美和子氏及び森川卓也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石島隆氏、山脇衛氏及び中川能亨氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石島隆氏は、公認会計士の資格を有し、また大学院教授として専門分野における豊富な知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役福田昌史氏、船本美和子氏及び森川卓也氏、監査役石島隆氏、山脇衛氏及び中川能亨氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1) 就任 2020年6月26日開催の第85期定時株主総会において、豊田彰啓氏、藤沢正宏氏及び森川卓也氏が取締役に、中川能亨氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任 2020年6月26日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって、取締役立石勇一氏及び齋藤宏保氏並びに監査役中西啓悦氏が退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の種類別の総額（百万円）		報酬等の総額 （百万円）	支給員数 （名）
	固定報酬	業績連動報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	125 （19）	30 （－）	156 （19）	11 （4）
監査役 （うち社外監査役）	24 （11）	－ （－）	24 （11）	5 （3）

- （注） 1. 上記には、2020年6月26日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役1名が含まれております。
2. 業績連動報酬等の額の基礎として選定した業績指標の内容等は、次のとおりであります。

業績指標の内容	連結計算書類の営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の計画達成状況を主な指標としております。
業績指標を選定した理由	各業績指標は、事業に直結した利益の指標であるためであります。
業績連動報酬等の額の算定方法	業績連動報酬等の総額は、当社「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」（後記③）に基づき、固定報酬の総額に対して24%といたしました。当該総額は、業績指標の計画達成状況を勘案の上、役位に応じて配分するよう算定いたしました。
業績指標に関する実績	業績指標とした第85期における連結計算書類の営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、それぞれ6,601百万円（前年同期比15.8%増）及び4,300百万円（前年同期比2.9%増）であります。

3. 後記②（1）（注）3のとおり、非金銭報酬等として、当社は、2021年6月開催予定の第86期定時株主総会において「第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件」を上程する予定であり、当該議案が承認された場合、当該譲渡制限付株式として、役位に応じて決定された数の当社普通株式を、毎年一定の時期に付与し、また、株主との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの期間といたします。

② 株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬等の定め

(1) 取締役

株主総会の決議の日	1994年6月29日
当該定めの内容の概要	確定金額の報酬等の総枠として月額50百万円以内を支給する。ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。
当該定めに係る員数	38名

- (注) 1. 確定金額の報酬等の総枠には、固定報酬及び業績連動報酬等の総額が含まれております。
2. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会の決議により、同年6月開催予定の第86期定時株主総会において、確定金額の報酬等の総枠である「月額50百万円以内」を「月額20百万円以内（うち社外取締役分は月額4百万円以内）」に改定（減額）する「第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件」（18ページご参照）を上程することを決定いたしました。
3. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会の決議により、同年6月開催予定の第86期定時株主総会において、固定報酬及び業績連動報酬等の総額に係る確定金額の報酬等の総枠とは別枠で、非金銭報酬等として、事前・無償交付型の譲渡制限付株式を各事業年度当たり40,000株（譲渡制限付株式の発行又は処分の決議日の前営業日の終値を基礎として各事業年度当たり70百万円）を上限として付与することを内容とする「第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件」（19ページご参照）を上程することを決定いたしました。

(2) 監査役

株主総会の決議の日	1994年6月29日
当該定めの内容の概要	確定金額の報酬等の総枠として月額6百万円以内を支給する。
当該定めに係る員数	4名

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

#### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定の方法

取締役会は、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問及び答申を経た上で、会社法及び会社法施行規則に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「当該方針」といいます。）を決議いたしました。

#### (2) 当該方針の内容の概要

当社は、取締役会において決議した当該方針について、今後も、環境の変化に応じた見直しを行ってまいります。その内容の概要は、以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬等は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するため、取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、社内取締役（社外取締役以外の取締役をいいます。）の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等（※）により構成し、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めている社外取締役に対しては、その職務に鑑み、固定報酬のみを付与することといたします。

業績連動報酬等の額は、固定報酬の額に対して30%程度を上限とし、非金銭報酬等（※）の数は、原則として非金銭報酬として付与する譲渡制限付株式の発行決議の日の前営業日の終値に、当該譲渡制限付株式の数を乗じた金額が、確定金額の報酬等の総額の20%程度となるように設定いたします。当該設定により、社内取締役に対して報酬等を付与した場合（業績連動報酬等を上限まで付与した場合）、付与する報酬全体に占める額の割合は、概ね、固定報酬が64%、業績連動報酬等が19%、非金銭報酬等（※）が17%となります。

固定報酬及び業績連動報酬等は、毎月25日に付与いたします。また、非金銭報酬等（※）は、毎年定時株主総会後に譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限期間の満了その他の事由に該当した場合、譲渡制限を解除いたします。

なお、当社の監査役の報酬等は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するため、監査役に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう、固定報酬のみといたします。各監査役の固定報酬の額につきましては、監査役の協議により決定いたします。

（※）前記②（1）（注）3のとおり、非金銭報酬等として、当社は、2021年6月開催予定の第86期定時株主総会において「第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件」を上程する予定であり、かかる記載は、当該議案が承認可決されることを条件としております。

#### (3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに当たり、固定報酬の額及び業績連動報酬等の額について、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で、その諮問及び答申を経ることにより、その決定プロセスの透明性、公正性が確保され、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任

(1) 委任を受けた者の氏名並びに当社における地位及び担当

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、代表取締役社長 社長執行役員 浅沼 誠 氏に対して委任することを決定いたしました。

(2) 委任した権限の内容

委任した権限の内容は、固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等（※）の数の各社内取締役に対する配分を決定すること、並びに固定報酬の額の各社外取締役に対する配分を決定することです。

(3) 委任した理由

後記（4）の委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置に基づき、その権限行使による配分の決定（前記（2））が、適正かつ円滑に行われるようにするため、当該委任をいたしました。

(4) 委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置の内容

具体的な固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等（※）の数の決定については、決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、筆頭独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会における審議の上、取締役会の決議により決定いたしました。

前記（2）の権限行使による配分の決定については、指名・報酬委員会における審議に基づく答申の内容に従って、委任を受けた代表取締役社長 社長執行役員が決定いたしました。

（※）前記②（1）（注）3のとおり、非金銭報酬等として、当社は、2021年6月開催予定の第86期定時株主総会において「第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等決定の件」を上程する予定であり、かかる記載は、当該議案が承認可決されることを条件としております。

## 4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係  
当社とは記載すべき関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	福 田 昌 史	当期開催の取締役会17回中16回に出席し、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	船 本 美和子	当期開催の取締役会17回中17回に出席し、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	森 川 卓 也	社外取締役就任以降開催された取締役会13回中12回に出席し、長年国内大手文具・家具メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
社外監査役	石 島 隆	当期開催の取締役会17回中15回、監査役会14回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からリスク管理及び決算の在り方等財務全般について発言を行っております。
	山 脇 衛	当期開催の取締役会17回中17回、監査役会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から内部統制システムや、コンプライアンスについて発言を行っております。
	中 川 能 亨	社外監査役就任以降開催された取締役会13回中13回、監査役会10回中10回に出席し、長年国内大手電気機器メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、内部統制システムや、コンプライアンスについて発言を行っております。

- (注) 1. 森川卓也氏は2020年6月26日（第85期定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なっております。  
2. 中川能亨氏は2020年6月26日（第85期定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査役会の回数が他の監査役と異なっております。

③ 期待される役割に関して社外取締役が行った職務の概要

氏名	職務の概要
福田昌史	期待される役割を果たすため、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を活かし、企業価値向上のため適切に職務を行っております。 なお、福田昌史氏は、指名・報酬委員会の委員長であります。
船本美和子	期待される役割を果たすため、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験を活かし、企業価値向上のため適切に職務を行っております。 なお、船本美和子氏は、指名・報酬委員会の委員であります。
森川卓也	期待される役割を果たすため、長年国内大手文具・家具メーカーの経営に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、企業価値向上のため適切に職務を行っております。 なお、森川卓也氏は、指名・報酬委員会の委員であります。



## 4 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	55百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査内容、職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## ● 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>76,560</b>
現金預金	15,760
受取手形・完成工事未収入金等	51,360
未成工事支出金	2,046
その他のたな卸資産	48
未収入金	7,113
その他	253
貸倒引当金	△22
<b>固定資産</b>	<b>15,615</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,018</b>
建物・構築物	2,510
土地	1,608
その他	899
<b>無形固定資産</b>	<b>1,352</b>
ソフトウェア	910
ソフトウェア仮勘定	206
その他	236
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,243</b>
投資有価証券	6,395
長期貸付金	104
退職給付に係る資産	1,022
繰延税金資産	965
その他	1,445
貸倒引当金	△691
<b>資産合計</b>	<b>92,176</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>36,644</b>
工事未払金	15,422
短期借入金	1,806
未払金	634
未払法人税等	1,859
未成工事受入金	7,783
仮受消費税等	5,115
完成工事補償引当金	543
工事損失引当金	118
その他	3,360
<b>固定負債</b>	<b>13,821</b>
社債	1,640
長期借入金	7,579
繰延税金負債	1
退職給付に係る負債	4,505
その他	94
<b>負債合計</b>	<b>50,465</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>39,688</b>
資本金	9,614
資本剰余金	2,165
利益剰余金	27,974
自己株式	△66
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,820</b>
その他有価証券評価差額金	1,959
為替換算調整勘定	△26
退職給付に係る調整累計額	△112
<b>非支配株主持分</b>	<b>202</b>
<b>純資産合計</b>	<b>41,710</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>92,176</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	137,846	
その他の事業売上高	1,087	138,934
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	124,266	
その他の事業売上原価	723	124,989
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	13,580	
その他の事業総利益	364	<b>13,945</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		8,653
<b>営業利益</b>		<b>5,291</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	154	
為替差益	25	
持分法による投資利益	6	
業務受託料	58	
補助金収入	74	
その他	20	340
<b>営業外費用</b>		
支払利息	106	
支払保証料	45	
支払手数料	106	
その他	8	266
<b>経常利益</b>		<b>5,364</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	998	
会員権退会益	0	
その他	0	1,003
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	93	
投資有価証券売却損	20	
投資有価証券評価損	57	
減損損失	87	269
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>6,099</b>
法人税、住民税及び事業税	1,880	
法人税等調整額	63	1,944
<b>当期純利益</b>		<b>4,155</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		16
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>4,138</b>

## ● 計算書類

### 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>72,178</b>
現金預金	15,000
受取手形	1,479
電子記録債権	909
完成工事未収入金	45,377
販売用不動産	34
未成工事支出金	2,046
材料貯蔵品	14
未収入金	7,094
その他	244
貸倒引当金	△20
<b>固定資産</b>	<b>16,095</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,938</b>
建物・構築物	2,509
機械装置・運搬具	33
工具器具・備品	379
土地	1,608
建設仮勘定	405
リース資産	0
<b>無形固定資産</b>	<b>1,216</b>
ソフトウェア	910
ソフトウェア仮勘定	206
その他	99
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,940</b>
投資有価証券	6,269
関係会社株式	695
長期貸付金	253
長期営業外未収入金	691
長期前払費用	11
前払年金費用	1,088
会員権及び入会金	199
繰延税金資産	916
その他	506
貸倒引当金	△691
<b>資産合計</b>	<b>88,274</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>35,788</b>
工事未払金	15,024
短期借入金	1,470
未払金	616
未払費用	1,152
未払消費税等	180
未払法人税等	1,839
未成工事受入金	7,782
預り金	1,946
仮受消費税等	5,115
完成工事補償引当金	543
工事損失引当金	118
<b>固定負債</b>	<b>11,129</b>
社債	1,640
長期借入金	5,000
退職給付引当金	4,409
その他	79
<b>負債合計</b>	<b>46,917</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>39,397</b>
<b>資本金</b>	<b>9,614</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>2,165</b>
資本準備金	2,165
その他資本剰余金	0
<b>利益剰余金</b>	<b>27,683</b>
利益準備金	568
その他利益剰余金	27,114
固定資産圧縮積立金	289
繰越利益剰余金	26,824
<b>自己株式</b>	<b>△66</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,959</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,959</b>
<b>純資産合計</b>	<b>41,356</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>88,274</b>

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	136,709	
その他の事業売上高	395	137,105
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	123,263	
その他の事業売上原価	232	123,495
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	13,446	
その他の事業総利益	163	<b>13,609</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		8,332
<b>営業利益</b>		<b>5,277</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	161	
為替差益	25	
業務受託料	72	
その他	20	280
<b>営業外費用</b>		
支払利息	86	
支払保証料	45	
支払手数料	106	
その他	5	244
<b>経常利益</b>		<b>5,312</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	989	
会員権退会益	0	
その他	0	995
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	93	
投資有価証券売却損	20	
投資有価証券評価損	57	
減損損失	87	260
<b>税引前当期純利益</b>		<b>6,046</b>
法人税、住民税及び事業税	1,849	
法人税等調整額	57	1,907
<b>当期純利益</b>		<b>4,139</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 浅沼組  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 雅 史 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社浅沼組の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浅沼組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 浅沼組  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅 史 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社浅沼組の2020年4月1日から2021年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については取締役等、会計監査人及び内部監査部門から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は無い旨の報告を取締役等、会計監査人及び内部監査部門から受けております。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

### 株式会社 浅沼組 監 査 役 会

常勤監査役	佐々木 勇 一	㊟
監 査 役(社外監査役)	石 島 隆	㊟
監 査 役(社外監査役)	山 脇 衛	㊟
監 査 役(社外監査役)	中 川 能 亨	㊟

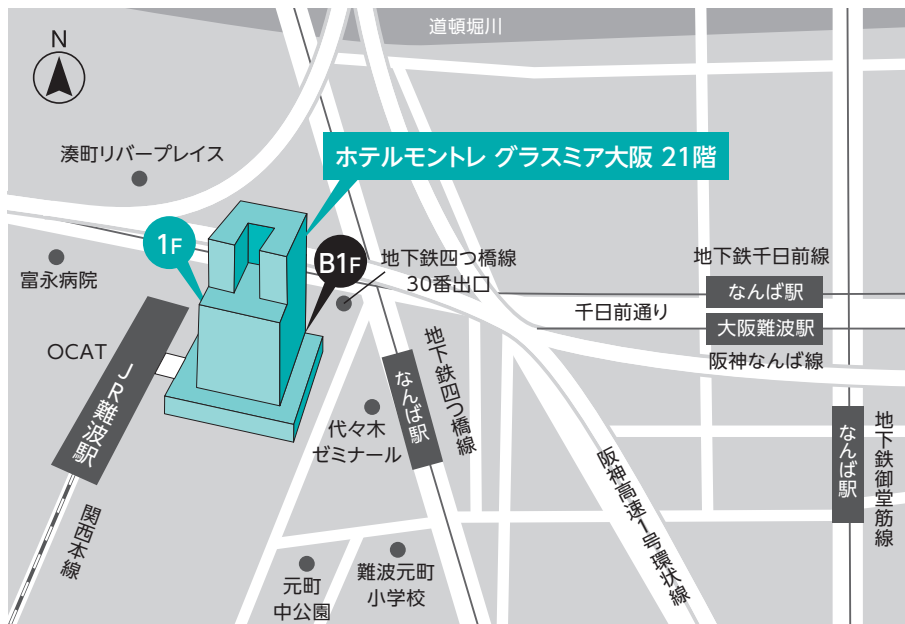
以 上



株主総会  
会場ご案内図

会場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号  
ホテルモンレ グラスミア大阪 21階 スノーベリーの間  
電話 06-6645-7111 (代表)

※マールイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



電車

▶ 南海なんば駅

3F北改札or2F中央改札より  
徒歩約10分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、  
地下道30番出口にて直結

▶ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

▶ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

▶ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

▶ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

▶ JR難波駅

B1F改札より徒歩約1分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。

